

一般社団法人薬学教育協議会
病院・薬局実務実習関東地区調整機構
実務実習ガイドライン

「実務実習関係者に期待される役割」編

2.1 病院における部門長に期待される役割

- 受入施設の要件の確認
 - ・部門長（薬剤部・科長）は、学生実習を受入れる際には受入施設の要件を満たしていることを確認する。
- 受け入れ時の学生の基本的資質に対する理解
 - ・共用試験合格は、「できる」ではなく、「これから医療の現場で実践的な業務を学んでいくことができる資格がある」と理解する。
- 実習環境・業務内容の整備
 - ・受入施設としての要件を維持するとともに、体験型・参加型を基本としたより充実した質の高い実習を行うための環境を整備する。
 - ・学生の目標となる資質を有した薬剤師の育成および質の高い薬剤師業務を実践する体制を整備する。
 - ・受入施設内の他部署（他スタッフ等）のみでなく地域の他施設（医療機関、薬局等）との協力体制を有する業務・実習環境を整備する。
 - ・地域の医療施設との連携体制により薬剤師業務の向上を目指し、地域の医療を支援する。
- 教育・指導体制の整備
 - ・部門長を実習責任者とし、常時、認定実務実習指導薬剤師を配置して、指導に関する責任体制を整備する。
 - ・受入施設内の全ての薬剤師が学生の教育・指導に関わるよう、教育・指導体制を整備する。
 - ・体験型・参加型を基本とした教育・指導方法等について状況把握を行い、必要に応じて修正を行う。（PDCA サイクルを確立）
- 大学および地域薬剤師会との連携体制の整備
 - ・円滑かつ充実した実習の実施に必要な相互理解のため、大学のみならず地域薬剤師会を含めた連携体制（報告・連絡・相談・協議等）を整備する。
 - ・学生（大学）と受入施設の間で問題が生じた場合には、解決に向けて迅速な対応を取ることができるよう、地域の薬剤師会を含めた連携体制を整備する。

以上

附則 本ガイドラインは平成 27 年 2 月 25 日より実施